

## 令和4年度寒河江市地域防災力強化支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力の強化推進を図るため、寒河江市自主防災組織整備推進要綱（昭和63年市告示第32号）に基づく自主防災組織（以下「事業主体」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内において寒河江市地域防災力強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業主体が地域防災力の強化を図ることを目的に行う次に掲げる事業とする。

- (1) 防災訓練等の事業
- (2) 防災マップ作成事業
- (3) 資機材の整備等の事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に直接要する経費とし、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とし、補助限度額は次の表に定めるとおりとする。ただし、算出した補助金の額が1万円に満たない場合は、補助金を交付しない。

事業区分	補助限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練等の事業</li> <li>・ 防災マップ作成事業</li> <li>・ その他市長が必要と認める事業</li> </ul>	20万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資機材の整備等の事業</li> </ul>	30万円

2 前項に規定する補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第5条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、補助事業実施日の10日前までとし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更、中止及び廃止の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助事業の実施主体又は施行箇所若しくは設置場所の変更
- (3) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補助事業等実績報告書)

第7条 事業主体は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後15日を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日まで、補助事業等実績報告書

に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の概算払）

第8条 市長は、補助事業の目的を達成するため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておかなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。